

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年10月21日（水）10時00分～11時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、宇野課長補佐、伊藤係長、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当8名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき説明があった。
 - 放射性廃棄物の考慮について
 - ✓放射性廃棄物に係る詳細フロー
 - ✓液体廃棄物の放射能濃度高さの基準（ α :0.01Bq/cm³又は β γ :37Bq/cm³超）
 - ✓分析廃液の安定化处理
 - ✓液体廃棄物一時貯留設備における塩酸含有廃液保管ラック及び有機廃液保管ラックの設置
 - 燃料デブリ等フローについて
 - ✓燃料デブリ等の試料分類ごとのフロー
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメントした。
 - 放射性廃棄物の考慮について
 - ✓デブリ取り出しに当たっては、放射性物質分析・研究施設第2棟（以下「分析第2棟」という。）のほか、デブリ取り出しに係る取り出し装置本体、デブリー一時保管設備、固体廃棄物保管庫、移送キャスク等関連する施設・設備が必要である。デブリ取り出し全体に係るこれら施設・設備の建設計画を踏まえて、実施計画変更の要否と、変更認可申請を行う場合の想定スケジュールを示すこと。
 - ✓第83回特定原子力施設監視・評価検討会でも指摘しているとおり、固体廃棄物については単に表面線量による管理ではなく、各核種の濃度や性状等を考慮し、分別管理をすることを検討すること。
 - ✓液体廃棄物の放射能濃度高さの基準は何を根拠としているのか説明すること。
 - ✓塩酸含有廃液保管ラック及び有機廃液保管ラックの材料や漏えい対策について説明すること。
 - ✓分析第2棟の管理区域等の区分（A～F）について、設計基準線量率の値が福島第一原子力発電所の他の施設と異なっているようである。区域設定の考え方を整理して説明すること。

➤ 燃料デブリ等フローについて

- ✓分析残試料や分析済試料がどのような性質を持ち、それにより取扱いがどう異なるのか明確に説明すること。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（放射性廃棄物の考慮について）7月30日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（燃料デブリ等フローについて）7月30日面談資料改訂版